

佐賀県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 8 月 21 日

佐賀県公安委員会委員長 牛 島 英 人

佐賀県公安委員会規則第12号

佐賀県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

佐賀県道路交通法施行細則（昭和35年佐賀県公安委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後																				
（交通規制の対象から除く車両） 第 4 条の 2 法第 4 条第 2 項の規定により、道路標識等による交通規制の対象から除く車両は、警衛列又は警護列の自動車で、当該用務に使用中のものとする。 （最高速度の規制の対象から除く車両） 第 4 条の 4 法第 4 条第 2 項の規定により、最高速度の規制（令第11条、<u>第12条及び第27条に規定する最高速度以下の場合に限る。</u>）の対象から除く車両は、専ら交通の取締りに従事する自動車とする。 別表第 1 の 3（第 8 条の 2 関係） <table><tr><th>路線名</th><th>区間</th></tr><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>県道久留米基山筑紫野線</td><td><u>鳥栖市真木町字赤江1132番 3 から三養基郡基山町大字園部字麦尾2474番 2 まで</u> <u>鳥栖市真木町字赤井出1987番 6 から鳥栖市真木町字下川添1048番 1 まで</u></td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>県道諸富西島線</td><td>略</td></tr></table>	路線名	区間	略		県道久留米基山筑紫野線	<u>鳥栖市真木町字赤江1132番 3 から三養基郡基山町大字園部字麦尾2474番 2 まで</u> <u>鳥栖市真木町字赤井出1987番 6 から鳥栖市真木町字下川添1048番 1 まで</u>	略		県道諸富西島線	略	（交通規制の対象から除く車両） 第 4 条の 2 法第 4 条第 2 項の規定により、道路標識等による交通規制（<u>令第11条及び第27条に規定する速度を超える最高速度の規制並びに法第46条に規定する停車又は駐車を禁止する場所の特例を除く。</u>）の対象から除く車両は、警衛列又は警護列の自動車で、当該用務に使用中のものとする。 （最高速度の規制の対象から除く車両） 第 4 条の 4 法第 4 条第 2 項の規定により、最高速度の規制（令第11条及び第27条に規定する<u>速度を超える場合を除く。</u>）の対象から除く車両は、専ら交通の取締りに従事する自動車とする。 別表第 1 の 3（第 8 条の 2 関係） <table><tr><th>路線名</th><th>区間</th></tr><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>県道久留米基山筑紫野線</td><td><u>鳥栖市真木町字赤江1056番 1 から三養基郡基山町大字小倉字小浦2130番 2 まで</u> <u>三養基郡基山町大字小倉字小浦2120番 2 から三養基郡基山町大字小倉字小浦2130番 1 まで</u></td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>県道諸富西島線</td><td>略</td></tr></table>	路線名	区間	略		県道久留米基山筑紫野線	<u>鳥栖市真木町字赤江1056番 1 から三養基郡基山町大字小倉字小浦2130番 2 まで</u> <u>三養基郡基山町大字小倉字小浦2120番 2 から三養基郡基山町大字小倉字小浦2130番 1 まで</u>	略		県道諸富西島線	略
路線名	区間																				
略																					
県道久留米基山筑紫野線	<u>鳥栖市真木町字赤江1132番 3 から三養基郡基山町大字園部字麦尾2474番 2 まで</u> <u>鳥栖市真木町字赤井出1987番 6 から鳥栖市真木町字下川添1048番 1 まで</u>																				
略																					
県道諸富西島線	略																				
路線名	区間																				
略																					
県道久留米基山筑紫野線	<u>鳥栖市真木町字赤江1056番 1 から三養基郡基山町大字小倉字小浦2130番 2 まで</u> <u>三養基郡基山町大字小倉字小浦2120番 2 から三養基郡基山町大字小倉字小浦2130番 1 まで</u>																				
略																					
県道諸富西島線	略																				

改正前			改正後		
			<u>県道佐賀大川線</u>	<u>佐賀市蓮池町大字蓮池字西名386番13から 佐賀市蓮池町大字小松字二本杉186番まで</u>	
県道三瀬神埼線	略		県道三瀬神埼線	略	
略			略		
県道九千部山公園線	略		県道九千部山公園線	略	
県道伊万里有田線	略		<u>県道中原鳥栖線</u>	<u>鳥栖市高田町字亀ノ甲160番2から鳥栖市 真木町字赤江1113番19まで</u>	
略			県道伊万里有田線	略	
市道貨物駅線	略		略		
市道大刀洗・立石線	略		市道貨物駅線	略	
略			<u>市道轟木・村田線</u>	<u>鳥栖市轟木町字二本松1644番1から鳥栖市 轟木町字四本松1777番3まで</u>	
			市道大刀洗・立石線	略	
略			略		

附 則

この規則は、令和8年9月1日から施行する。